

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童手当に関する事務
事務の概要	<p>児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく規則による事務のうち児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの。 1. 認定処理 2. 支給及び支払処理 3. 額の改定処理 4. 支給の制限</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 児童手当・特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童手当・特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 未支払の児童手当・特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 官公署への資料の提供等の求めに関する事務 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
システムの名称	児童手当システム 口座情報ファイル 宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル 宛名ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項並びに児童手当法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
法令上の根拠	番号法第19条8号、同法別表第二の74,75及び情報提供者が市町村長となる児童手当関係情報各号、並びに児童手当法
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部子育て支援課
所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	-1対象人数及び -2取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	-1対象人数及び -2取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	-5 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	子育て支援課長 北 洋一	子育て支援課長	事後	
平成30年6月28日	-1対象人数及び -2取扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年5月16日時点	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	-1対象人数及び -2取扱者数	平成30年5月16日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	-1対象人数及び -2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	-1対象人数及び -2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	-1対象人数及び -2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	